

議案第24号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の改定等

- (1) 低炭素建築物新築計画認定申請手数料等の引き下げ
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の引き下げ

この条例改正は、建築物省エネ法の改正による（4/1改訂）もので、非住宅の建築物のうち、300～2000m²は届け出義務だったものを、適合義務とした。建築確認手続きに連動し、省エネ基準をクリアしているか届け出て、判定が必要となった。認定申請の手数料を創設。

建築件数の多い300～1000m²の手数料を、2000m²以上にそろえるのではなく、区分を分けて今までより安く設定し新設した。

Q1 今回の改正に係る低炭素建築物新築計画や建築物エネルギー消費性能適合性判定など申請は年間でどの程度のものであるのか。

Q2 今回、新設される面積区分における建築物の届け出件数は何件あったのか。

Q3 条例改正によって、三鷹市への申請は増加するのか。手数料収入が増えるのか。

Q4 担当の事務作業が増加するのか。

Q5 住宅以外の建築物についてであるが、今回の法改正、条例改正によって、市民へはどのような影響があるのか。

建築確認申請と連動するので、届け出と判定業務は民間機関に行くだろう。

年間7、8件だったが、市の業務はその分減少するだろう。

今までは単に届け出を受け付けるだけで無料だったので、市の財政への影響はない。

QQ1 民間の建築確認申請機関で、セットで行われるとのことだが、三鷹市が新たに建設される建物について、省エネ基準を満たしていることを把握することは可能なのか。

(3) 評価方法の追加

計算プログラムが認定されたので追加された。

2 手数料を撤廃する事務の廃止

マイナンバーカードの再交付手数料を廃止。J-Lisが発行するものと法改正されたため。再交付はJ-Lisの事務となったため、三鷹市は委託契約を結ぶ（電子証明書と同じ）。手数料800円は、今まで三鷹市の歳入となり、マイナンバーカード事務の補助金と相殺されていた。

改正後は、市は預かり、800円をまとめて振り込む。振込手数料は、補助金内で対応。市の財政に影響はない。

再交付申請して手続きする市民にとっては、電子証明書代200円と合わせて1000円支払うため、変化はない。

Q1 マイナンバーカードの再交付件数、及び、有料となる自己都合での再交付の件数は何件か。

Q2 自己都合での再交付の手数料800円は、今まで三鷹市の手数料収入として歳入となっていた。今回再交付の手続きがJ-Lisのものになったため、事務手続きとしてはどのような変更があるのか。

Q2 三鷹市の市財政への影響はどのようなものか。

Q3 市民にとって、手続き上の変更等はあるのか。

QQ1 マイナンバーカードの交付申請が伸びていると聞く。マイナンバーカードの持ち歩きや紛失等の際のリスクについて、市民にどのように説明しているのか。

QQ2 マイナンバーがなくても、所得税申告や、健康保険、社会保障の手続きなどは通常の通り行えますね。番号がなくても大丈夫だと説明していますか。

討論

政府は、マイナンバーカードを普及させようと躍起となっており、未取得者への申請書送付等で不要な人にマイナンバーカードの交付申請をさせたり、マイナポイントというささやかな利得で釣ろうとしたりしている。

しかし、デジタル庁関連法案によって、マイナンバー制度は変質させられようとしており、カード普及は、権力による市民監視と企業による個人情報の利活用促進と連動しており、市民の基本的な人権を侵す可能性が高いものだと言わざるを得ない。

マイナンバー未記載でも、税や社会保障の手続きは可能です。事実、所得税の申告の約20%が未記載です。

マイナンバー制度そのものに反対の立場から、三鷹市の手数料を廃止することであっても、逆にJ-Lisの体制強化につながり、より個人情報保護からは遠くなるような事態には反対いたしますが、建築物省エネ法等、ひいては地球温暖化防止を促進することは必要なことと考えるため、本条例改正案には賛成します。